

第3期 上板町 子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)

概要版



令和7年2月
上板町

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、令和2年に「第2期上板町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、上板町の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

この度、第2期計画の計画期間が満了となるため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期上板町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本計画では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、上板町を取り巻く課題の解決に向けて取り組みを進めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法及び国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、上板町の地域性などを踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定するものです。また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画					第3期計画（本計画）				

4 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

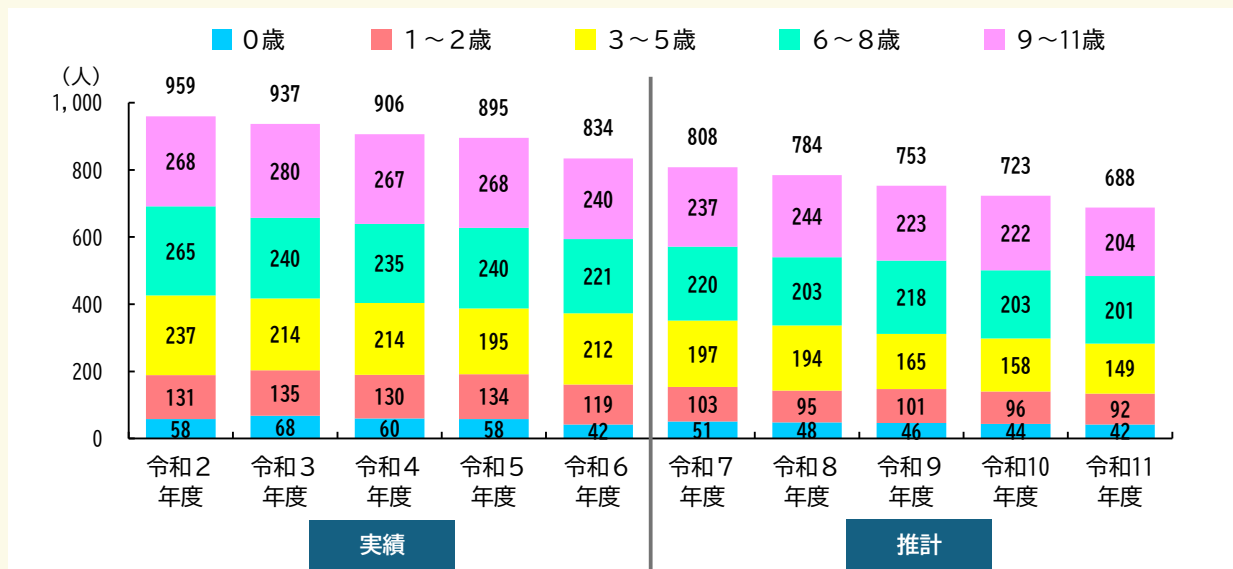
制度	概要
子ども・子育て支援給付	子ども・子育て支援制度における給付は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大きく分かれており、子ども・子育て支援給付は、さらに教育・保育給付の「施設型給付」及び「地域型保育給付」に分かれます。
教育・保育給付認定区分	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもについては、3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています。
地域子ども・子育て支援事業	市町村は、子ども・子育て家庭等を対象として、13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進することとされています。

上板町の子どもを取り巻く状況

1 子どもの人口の推移と推計

直近5か年の子どもの人口は減少傾向で推移し、令和6年度では834人となっています。

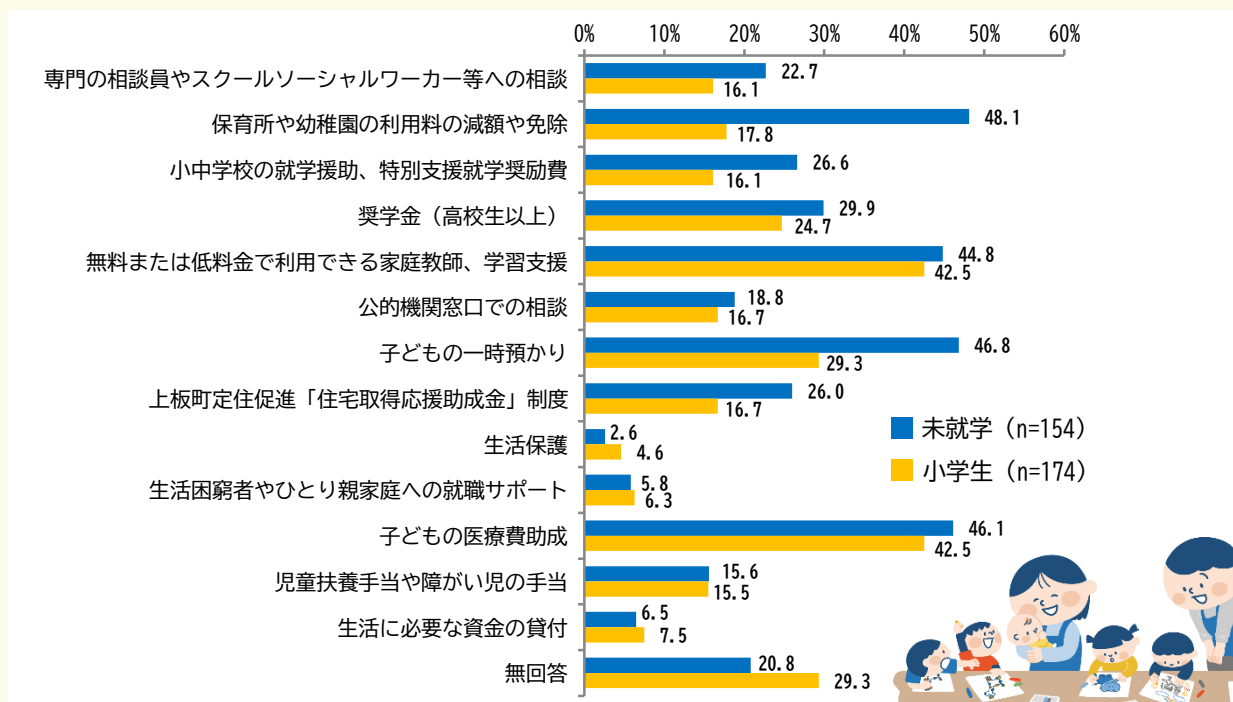
また、推計人口においても減少傾向が続くと見込まれており、計画の最終年度である令和11年度の推計値は合計688人となっています。



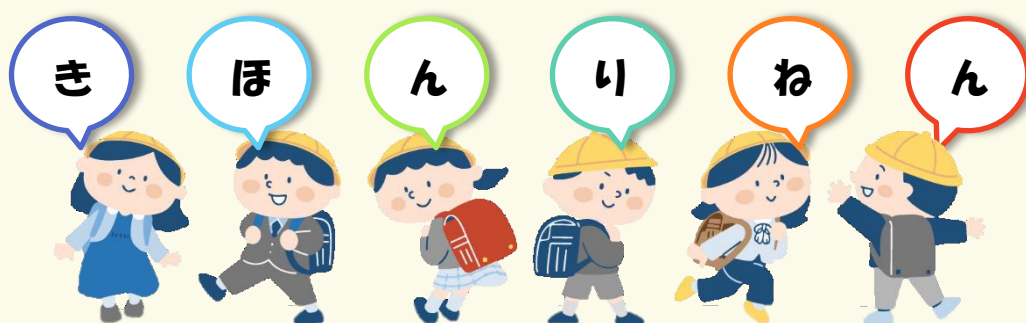
出典：(実績) 住民基本台帳（各年3月末現在）
(推計) コーホートセンサス変化率法を用いて算出

2 アンケート調査による現状

今後利用したい事業については、未就学児童保護者では「保育所や幼稚園の利用料の減額や免除」、小学生保護者では「無料または低料金で利用できる家庭教師、学習支援」「子どもの医療費助成」がそれぞれ最も高くなっています。



計画の体系



ともにささえあい、安心して子育てができるまち

基本的な視点

子どもの幸せを第一に考える視点

家庭の子育て力を高める視点

地域全体で子育てを支える視点

基本目標	基本施策
① 子どもの権利の尊重	(1) 子どもの意見表明の機会の確保 (2) 児童虐待の防止 (3) ひとり親家庭の自立支援 (4) 障がい児施策の充実 (5) 困難を抱えた子どもへの支援
② 子どもが健全に育つ環境の整備	(1) 学校教育の充実 (2) 子どもの健全育成 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 地域における子どもの居場所づくり
③ 安心・安全の子育て環境づくり	(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備 (2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備 (3) 子育てを支援する生活環境の整備 (4) 子どもの安全の確保
④ 地域における子育ての支援	(1) 幼児期の学校教育・保育の充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) 子育てに伴う経済的負担の軽減 (4) 子育て支援ネットワークの充実

子ども・子育て支援関連施策の推進

基本目標

1

子どもの権利の尊重

施策	施策の方向
① 子どもの意見表明の機会の確保	子どもを多様な人格を持った「個」として尊重し、年齢・発達の程度に応じて、自らの意見を表明することができる機会を確保します。
② 児童虐待の防止	家庭訪問や乳幼児健診等を活かし、家庭との接触の機会を増やし、危険なサインの発見、情報提供や相談機会を増やしていくとともに、関係機関の連携を強化し、より効果的な支援を進めていきます。
③ ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭等が自立した生活を営めるよう、地域における母子家庭、父子家庭の現状の把握に努め、相談事業や生活支援、経済的支援等、総合的な自立支援に努めます。
④ 障がい児施策の充実	「上板町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。また、乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じた必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。
⑤ 困難を抱えた子どもへの支援	子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、適切なサービスや支援を結び付けるよう努めていきます。



基本目標

2

子どもが健全に育つ環境の整備

施策	施策の方向
① 学校教育の充実	子どもたちが、夢に向かって努力し、たくましく生きるために、心身ともに健康で、幅広い知識や教養、豊かな情操、道徳心などをバランスよく習得し、総合的な人間力を高める教育を推進します。
② 子どもの健全育成	子育て、虐待、ニート、ひきこもり、不登校等の子どもや若者が抱えやすい問題に対する相談窓口の充実を図ります。また、子どもがインターネットやゲームを安全に利用できるようにするため、学校での指導を継続するとともに、家庭でのルールづくりを促進します。
③ 家庭や地域の教育力の向上	子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。
④ 地域における子どもの居場所づくり	すべての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくりを推進します。

基本目標

3

安心・安全の子育て環境づくり

施策	施策の方向
① 安心して出産できる保健・医療体制の整備	子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産における健康づくり支援や相談体制の充実を図ります。
② 健やかに育つための保健・医療体制の整備	子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、すべての子育て家庭が妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を受けながら安心して子育てができ、出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくります。
③ 子育てを支援する生活環境の整備	公共施設や道路等のバリアフリー化を進めるなど、子育て家庭が快適に安心して生活できる子育てにやさしいまちづくりを推進します。
④ 子どもの安全の確保	子どもが事故・犯罪・災害等の被害者にならないための各種教育・啓発を推進します。

基本目標

4

地域における子育ての支援

施策	施策の方向
① 幼児期の学校教育・保育の充実	子育て家庭の生活実態や意向を十分踏まえて、多様な施設または事業者から質の高い教育・保育を受けられるような提供体制の確保に努めます。また、幼児期の教育・保育の質の向上を図るとともに、保幼小連携の体制を整備します。
② 地域における子育て支援サービスの充実	地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、情報提供体制の充実を図り、すべての子育て家庭が身近に感じることができる、地域一丸となった子育て支援体制づくりを進めます。
③ 子育てに伴う経済的負担の軽減	児童手当、児童扶養手当、出産祝い金制度、子どもはぐくみ医療費などの制度について、今後も周知に努めるとともに、国・県や近隣市町の動向を見据えながら、充実を図っていきます。
④ 子育て支援ネットワークの充実	子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。



事業計画（量の見込みと確保方策）



1 教育・保育

施 策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定：3～5歳 幼稚園	量の見込み	138	135	122	105	88
	確保方策	350	350	350	350	350
	過不足量	212	215	228	245	262
2号認定：3～5歳 保育所	量の見込み	55	57	59	61	62
	確保方策	120	120	120	120	120
	過不足量	65	63	61	59	58
3号認定：1・2歳 保育所、認定こども園	量の見込み	81	81	80	80	80
	確保方策	96	96	96	96	96
	過不足量	15	15	16	16	16
3号認定：0歳 保育所、認定こども園	量の見込み	9	9	10	10	11
	確保方策	24	24	24	24	24
	過不足量	15	15	14	14	13

※量の見込み：ニーズの量 確保方策：供給体制 過不足：「確保方策」-「量の見込み」

2 地域子ども・子育て支援事業

施 策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	過不足量	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	量の見込み	495 人回	474 人回	502 人回	492 人回	484 人回
	確保方策	実施機関：上板町地域子育て支援センター				
妊婦健康診査	量の見込み	714 人回	672 人回	644 人回	616 人回	588 人回
	確保方策	714 人回	672 人回	644 人回	616 人回	588 人回
	過不足量	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	51 人	48 人	46 人	44 人	42 人
	確保方策	51 人	48 人	46 人	44 人	42 人
	過不足量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
養育支援訪問事業	量の見込み	14 人	13 人	12 人	12 人	11 人
	確保方策	14 人	13 人	12 人	12 人	11 人
	過不足量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

事業名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	量の見込み	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
	確保方策	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日
	過不足量	45 人日	45 人日	45 人日	45 人日	45 人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日
	確保方策	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日	50 人日
	過不足量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
一時預かり事業	量の見込み	19,177 人日	18,982 人日	16,227 人日	15,618 人日	14,802 人日
	確保方策	19,177 人日	18,982 人日	16,227 人日	15,618 人日	14,802 人日
	過不足量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
延長保育事業	量の見込み	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
	確保方策	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
	過不足量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
病児・病後児保育事業	量の見込み	153 人日	153 人日	148 人日	148 人日	146 人日
	確保方策	153 人日	153 人日	148 人日	148 人日	146 人日
	過不足量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
放課後児童健全育成事業	量の見込み	238 人	235 人	240 人	233 人	229 人
	確保方策	280 人	280 人	280 人	280 人	280 人
	過不足量	42 人	45 人	40 人	47 人	51 人
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	140 人回	131 人回	126 人回	120 人回	115 人回
	確保方策	140 人回	131 人回	126 人回	120 人回	115 人回
	過不足量	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回
産後ケア事業	量の見込み	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
	確保方策	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
	過不足量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	量の見込み	—	5 人	5 人	15 人	15 人
	確保方策	—	5 人	5 人	15 人	15 人
	過不足量	—	0 人	0 人	0 人	0 人

※量の見込み:ニーズの量 確保方策:供給体制 過不足:「確保方策」-「量の見込み」



第3期 上板町子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和7年2月発行 発行：上板町民生児童課

〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 番地

TEL. 088-694-6811 FAX. 088-694-5903